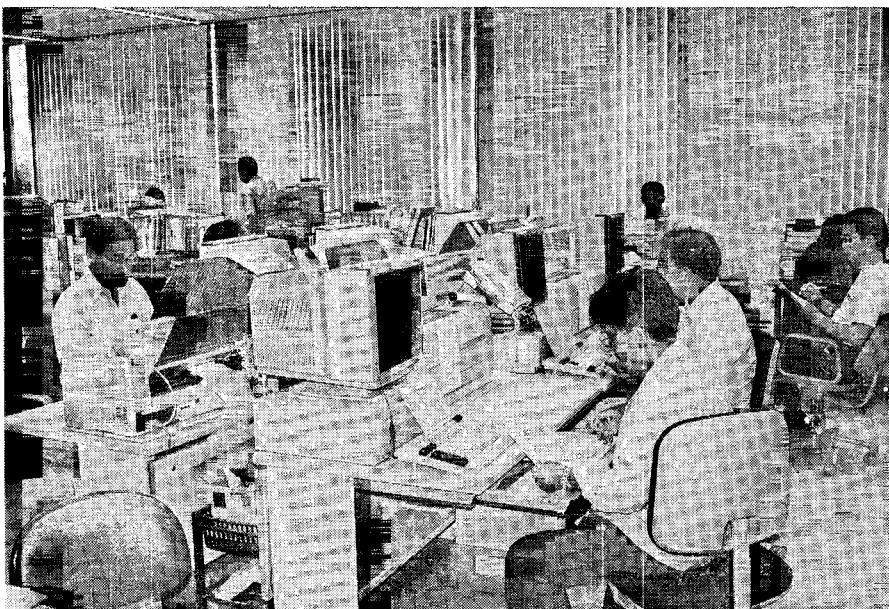


# 関西労災職業病

## 関西労働者安全センター

1999.9.10発行(通巻第287号) 200円

〒540-0026 大阪市中央区内本町1-2-13 ばんらいビル602  
TEL.06-6943-1527 FAX.06-6943-1528  
郵便振替口座 00960-7-315742  
近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284  
E-mail:koshc@osk2.3web.ne.jp



●大阪労働基準局交渉報告 ..... 2

●職場改善事例しようかい その7  
自治労大阪府本部豊中水道労働組合 ..... 20

●前線から(ニュース) ..... 24

大阪労基局のダイオキシン対策調査、個別データはやはり非公開  
大阪／連合近畿ブロックが安全集会 近畿／2年4ヶ月前の重大労  
災発覚 西淀川

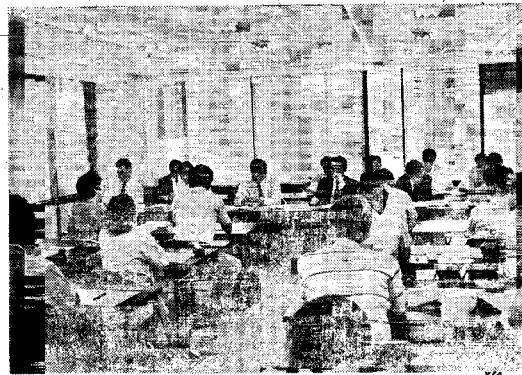
8月の新聞記事から/27  
表紙／コンピューター端末作業(豊中水労)

'99 9

1999年8月9日

# 大阪労働基準局 交渉報告

いのちと健康のための  
対策強化を求めて



本誌前号でも報告したように安全センターでは8月9日に大阪労働基準局交渉を行った。これに先だって6月23日に大阪労基局長宛に要請書を提出し、8月3日の事前交渉を経て行ったもので、安全センターの本年度運動方針にかけた行政に対する取り組み強化の一つでもある。

要請項目は、安全センターの活動の中で重要と考えられる項目を関係労組、団体の意見も聴きながらまとめたもので様々な内容を含んだものになった。これに対する局側の回答はとても満足のいくものではなかったが、今後の継続性の観点から、回答の内容を確認し、今後、現場の運動の中で点検し、生かして行くことが重要である。

要請項目のうち、事前折衝の段階で本省への要請事項として整理した次の項目については別途文書で窓口の監督課に提出した。

## 1) 労災休業特別支給金の取扱い

労災休業中に平均賃金の60%を労働者が休業補償として受け取っていた場合、特別支給金の支給を可能とする取扱いとする。

## 2) 労働者死傷病報告の開示

労働者死傷病報告書を当該被災労働者に開示できること。労働者死傷病報告に被災労働者の確認欄を設けること。

## 3) 「粉じん作業従事者の離職後の管理について」に関すること

管理区分1を含めて離職者すべてへの配布、アスベスト関連疾患については管理区分1であっても労災請求できることを記載すること。

## 4) 通院費の支給基準の拡大

被災労働者の通院費負担は無視できない額となっているので、現行の支給基準を抜本的に拡大すること。

## 5) 症状固定からアフターケア決定時までの「アフターケア」相当分の取扱い

症状固定からアフターケア決定時までのアフターケアでカバーしうる医療費について、さかのぼって支給できるように取扱いを改めること。

## 6) 時効規定適用の緩和

事業主の労災保険への未加入が原因で労働者が労災請求できないと思っていた場合など、労働者の責任に帰することが不公正である場合には、労災保険法上の時効の適用をおこなわないように取扱いを改めること。

## 7) 労災認定遅延時の救済措置

請求から認定まで長期間を要した場合(事業主の労災保険未加入、審査請求、行政訴訟での不支給処分取消決定を含む)の延滞利息支払い、仮払いなど被災労働者の利益を保護する対策を強化すること。

## 8) 外国人被災労働者への対策

母国語での請求書式、帰国後の労災補償請求のために被災者向け、医師向けに各請求書式の書き方解説パンフを用意し、配布できるようにする。

では以下に、要請書の項目に沿って事前交

涉、本交渉を通しての労基局の回答の要点を報告していきたい。(文書での回答は得られなかつたため、回答内容は事前折衝におけるこちら側のメモと本交渉での録音記録に基づいて当センターの責任でまとめた。)

なお、交渉への労基局側の出席者は、監督課一永生昌毅(主任監察監督官)、平野武文(監察監督官)、新川静男(監察監督官)、庶務課一佐野正照(主幹)、安全課一近藤元広(課長

1999年6月23日  
大阪労働基準局長 佐田通明 殿

関西労働者安全センター運営協議会  
議長 岡田義雄

#### 要請書

貴職におかれましては、労働者の安全と健康確保、権利のために、日頃よりご努力されていることに心から敬意を表します。

当関西労働者安全センターは被災労働者の完全な救済と労働災害職業病の防止のために、1973年以来活動してきました。近年、労働省統計では労働災害発生件数が減少傾向を続いていると報告されていますが、労災隠しをはじめいま多くの問題が山積していると考えてあります。その中で労働行政の果たす役割は大きなものがあることは改めて言うまでもなく、私たちも労働者の立場に立った「よりよい労働行政」の実現にむけ積極的に協力をていきたいと考えております。

そうした立場から私たちは貴職に対し下記の事項を要請ならびに質問いたしますので、宜しくご回答をお願い致します。

一記一

#### 要請事項

##### 〔全般事項〕

(労災隠し関連)

1. 関西労働者安全センターに寄せられる労働災害に関する相談の半数以上が労災隠し事案で

補佐)、やつい(主任安全専門官)、労働衛生課一鈴木康夫(主任衛生専門官)左田野(衛生専門官)、労災管理課一大森康弘(主任労災監察官)、黒川新一(労災監察官)、中村忠正(労災管理調整官)。安全センターからは、市川正夫副議長、西野方庸事務局長など大阪市内地域ユニオン、RINKなどから15名が参加した(本誌1999年8月号17頁)

ある。1995年の2月に大阪府医師会の労災部会が大阪府下の労災指定医療機関を対象に行ったアンケート調査では、労働災害であるにもかかわらず、事業主が労災保険扱いにせずトラブルとなった経験のある医療機関が38.1%にも及んでおり、95年12月には、日本医師会の労災・自賠責委員会の答申でも「労災隠し事案が増加傾向にあるというばかりでなく、その内容が企業ぐるみで行われている疑いがある事例が増加している」と指摘している。基準局としてはこのような実態をどのように把握し、認識しているのか?また、労災隠しに対してどのような対策を講じているのか?

2. 労災保険請求時に事業主が証明を拒否し、これが労災隠しにつながるケースがみられる。労災保険の請求に当たって、事業主が証明拒否した事案の件数を明らかにされたい。また、特にじん肺の労災請求の際にも最終粉じん作業場の事業主が証明拒否する場合がよくあるので、そのようなことのないよう事業主に徹底指導願いたい。

#### 労災隠しへの対策強化を!

会社が労災・職業病を労災扱いしない、いわゆる「労災隠し」が横行しており、安全センターへの相談でも後を絶たない。この問題

について、局の基本認識や対策強化への必要性の認識などを聞いた。局側からは、労災隠しの存在は認めるものの現状以上の対策の必要性については回答を得られなかった。

抜本的対策を求めたのに対しては「労災隠しには、全く闇から闇へ葬る方法、元請けの労災を下請けでかわりにやるという2つがある。前者の絶対隠しているやつは表面化したら厳重に叩くしかない、後者は、たとえば請求書に記載された病院、会社、本人の住所をみて不自然なものに気づいてそれを叩くという形しか方法はない。何回も注意をしていてもやるのであるから、やはりばれたときには叩くというしか方法は今のところ残されていない」(監督)との回答だった。

2についても「(事業主証明拒否の)件数は把握していない。(現場の労基署に)特に報告は求めていない。」(労災)ということ。じん肺の最終粉じん作業場の証明拒否の問題は、元請とともに下請、親方の層が労働者に非協力的であることの問題を指摘したが、局側は「元請への指導はしている」「(証明は)、会社がなくなったり難しい場合などがあり、同僚の証明でも処理している」との現状説明に止まった。

労災隠しの横行に対する対策を現状以上に強化する必要性に対する認識が欠如していると判断せざるを得ない回答だった。

3. 労災隠しの典型的パターンとして、労災休業被災者に対して事業主が労災隠しの意図で、平均賃金の6割を支払いかつ医療費の自己負担分を会社負担することで労災保険適用を免れようとしたり、あるいは、労災保険への未加入の発覚を免れようとするケースがある。

こうした行為は、被災労働者の権利を不当に侵害し、労災保険加入を違法に逃れようとするものであり、同時に、その多くで労働者死傷病報告が提出されず安衛法違反を構成することになる。社会保険労務士がこれに加担しているケースもみられている。これに抗して被災労働者が労災保険請求を申し出ると、悪質な場合は解雇したり(6. のケース)、平均賃金6割分の「立て替え」分の返納をしないと事業主証明を拒否する場合もみられる。こうした場合、労働行政として労災隠しをさせず被災者の権利を守るためにも労災保険で処理しなければならないとの立場から強力に指導するように徹底されたい。5. のケースのように一部には会社の意図的な労災隠しを容認するかのような労働行政側の対応がみられている。事業主に労災隠し的行為をしないよう徹底すると共に、社会保険労務士に対してこうした「脱法行為」のアドバイスを会社にしないようきつく指導されたい。また、万一、事業主が平均賃金の60%を支払っていた場合でも、休業補償給付請求があれば特別支給金の支給を認めるような取扱いに改められたい。

4. ある外国人労働者のケースで事業主が療養補償だけを請求させ、休業補償について全く何も行っていない場合があった。相談事例であがってきてはじめて休業補償請求をおこなった。労災指定病院からの療養補償請求がRCに行われるため、以前にも増してこうした事案が発生しやすくなっていると考えられる。被災労働者の休業補償等の請求権を保護するために、たとえば療養補償請求事案に関して休業補償の実施状況を確認し、休業補償が支給されしかるべき状況にもかかわらず請求行為が行われていない場合は被災者等に照会、確認するよう取り扱われたい。

## 労災保険適用の徹底を!



労災休業の場合、労災保険から支給される休業補償は、休業補償給付（平均賃金の60%）と休業特別支給金（同20%）から成っている。

もし労災に被災し休業した労働者が、会社から平均賃金の60%を休業補償として（賃金として）受け取ると、労災保険法上の休業補償請求要件を満たさなくなり、休業特別支給金を受け取ることができなって、大きな経済的不利益を被ることになる。したがって、3.のような「脱法行為」は決して許されない。

もともと労災になった場合、労働者は労災保険からは合計で平均賃金の80%までの補償しか受けられない。ボーナスだってほとんどの場合カットである。それを60%ですまさるというのではたまつものではない。しかも、このような「労災隠し」は被災労働者の弱い立場につけこんでおこなわれている。

会社は労災保険への加入手続をしていないなどの何らかの理由から、労災事故を隠そうとしているわけで、多くは労働者死傷病報告の提出義務違反もおかしている。

我々の主張は「労働者は納得している」ように見えても断固として労災保険適用を徹底する指導をすべきだというものだ。局側は「話し合いがついてから我々が間にはいるというのも」「徹底といわれてもいろいろ詳細を訊いて本人にある程度説明して、納得して労災でなくてよろしいという場合もあります」（労災）という感じで問題に対する認識の違いが浮き彫りとなった。社会保険労

務士への指導については「機会があれば指導する」との回答に止まった。

3の中の「5のケース」は大阪西労基署で発生した事件で、このケースも労基署側の指導の生ぬるさが目立ったものだった。

こちらからは、あらためて窓口での労災保険適用指導の徹底を求めた。

## 被災労働者に権利の説明を

4のように療養補償だけが請求され、休業補償や障害補償の請求をしていない労働者からの相談事例が何件もある。外国人の場合であったり、日本人でも明らかな障害が残っている場合で障害補償が未請求であったりする。後で述べる要請事項25でもとりあげているように、被災労働者にもっと積極的に権利の説明をするべきではないか、わかりやすいパンフレットなどを渡すべきではないかということを交渉の中で局に要請した。

これに対して、「(問い合わせがあったときは) 請求してくださいということで指導はします」「窓口にパンフも置いてますし」（労災）と反応が鈍かった。そういう現状の中で起こっている事例をあげて要請しているのであるから、もっと真剣に理解してもらいたいものである。「1回目の決定通知のはがきと一緒に『こういう権利があります』という説明と一緒に送るぐらいできないか」という問い合わせに対しても、「できるかできへんか検討します」（労災）との回答はなんか得られたのではあるが・・・。

## 休業補償請求の有無のチェックを

外国人労働者からの相談で、「病院代は自分で払ってはいないけれど給料の補償がまったくもらえていない」という相談がこのところ続けて入ってきてている。会社側が手続をすべて代行していて、意図的にあるいは怠慢で休業補償の請求をほったらかしにしているのである。

病院代も健康保険や実費負担で処理して、労災保険適用を全くのがれようというタイプの典型的な労災隠しとはタイプの違う労災隠しであるが、労働者死傷病報告義務違反を犯しているなどこれまた悪質といえる。療養補償請求は通常、労災指定病院から労災保険情報センター(RIC)という一種の支払い団体に送られ迅速に処理され、そのち労基署に回ってくる。以前は、医療機関への診療報酬の支払いは時間がかかっていたが、RICができてからはこれがきわめて迅速に行われるようになっている。RICはいわば医療機関へのサービス団体である。

こうした間接システムが原因かどうかわからないが、傷病名や医療費の請求内容からみて、休業補償の方が請求されないとどう考えてもおかしいといった事例を労基署がそのまま見逃しているのである。

こちらからは、療養補償から休業補償の有無をチェックするべきではないのかと問い合わせたが「手間がかかるのでできない」(労災)との趣旨の答えしか返ってこなかつた。現実に起こっている問題を改善しようという意欲をもつことがなぜできないのだろう

か。

であるなら、せめて労災適用(療養補償にしちなんにしろ)を受けた労働者には必ず権利の説明をするパンフレットを渡すことは実現してもらいたいものである。

(労基法19条違反関連)

5. 会社が労災被災者に対して労災休業にかかる解雇制限期間中に解雇を通告し、休業期間中について平均賃金の6割を払い、医療費を会社負担して労災保険適用を免れようとしたケースが昨年1月に発生し、相談を受けた外国人支援団体と被災者本人が管轄の大坂西労基署に会社に対する是正指導の相談を行ったところ、労基署担当者は労基法19条違反の是正指導を行わず、労災保険適用の指導を徹底できず、上記のような会社側の回答を伝えるという対応を行っている。この事案は、被災者本人の意志によって労災保険適用がなされ、労働組合が入った話し合いで解雇制限期間内の解雇予告は事実上撤回するとの条件で解決をみている。問題点は、解雇制限期間内の解雇について断固とした撤回指導が行われず、逆に解雇制限期間内の解雇予告が無前提に認められるかの「解説」を会社におこなっていること、「平均賃金6割支払い、医療費会社負担」による事実上の労災隠しを労働行政として容認するかの姿勢がみられたことである。後者についてはすでに述べたが、前者の労基法19条違反の現行犯に対しては即時の断固たる処分が行われることが必要であり、労災休業中の被災者への解雇制限期間中の解雇予告は原則として認められないとの指導が必要と考える。また、同様の事例として、昨年の12月に茨木労働基準監督署が労災解雇事件で労働基準法(19条関係)、安全衛生法(100条関係)違反によって書類送検した東海技研事件では、被災労働者が労災保険請求したことを理由に解雇され、その後の捜査で愛知県の本社ぐる

みでの労災保険未加入が発覚している。この解雇は明白な労基法19条違反であり、初期の段階で本人から監督署に申告したにも関わらず、監督署の速やかな対応が得られずに解雇され、不適に寮を追い出され深刻な損害を被っている。その後、書類送検に至ったが、目の前で進行中の労基法19条違反の違法解雇に対して、実行力のある強制措置が行われなかつたことが決定的に問題である。以上のように、労基法19条違反が明確な場合はもつと、厳正、迅速かつ実効力のある対応を行うと共に、厳しい処分をおこない、その処分の内容について必ず申告者本人に通知されたい。労基法19条の解雇制限期間内での解雇予告は労災被災者保護の立場から原則として認められないとの指導を徹底されたい。

東海技研事件は、労基法19条違反の労災解雇制限期間中の解雇が労基署の指導にもかかわらず強行され、寮も追い出されるという事件だった(本誌でも報告済み)。現に目の前でおこなわれている違法行為をどうして現場で取り締まらないのかという大きな疑問が残り、事件当時、肝心の「行政指導」すら非常に遅く、これが会社に好き放題させる温床だったというのが我々の認識だった。

局側は「現行犯逮捕といった対応はできない。19条違反について文書で勧告という対応になる。」(監督)との回答だったが、初期の行政指導そのものが生ぬるく、後手になってしまい(事実、当該監督署の監督は労働組合が「勧告を出せ」と労基署に押し掛けるまでほとんど手を打っていないかった。)、会社の認識を変られなかつたことが問題をこじらせた大きな原因となったとの認識はないかのようだった。「もちろん行政指導の場合は迅速という問題はあるけれども、あくまで行政指導

ですから果たしてどこまで聞いてくれるかという問題もあります」(監督)というのも言い訳でしかなかろう。

強制捜査後、半年以上かかるないと送検もできない遅さの問題もあった。この点も「できるだけ早く処理するということしか返事できない」(監督)のこと。

また、書類送検や処分が確定したときに申告者に何の報告もなかった。これが当たり前というのは困るわけで、申告者へ結果を通知するべきだと要求したのだが「それは検察庁の問題」(監督)とにべもなかった。何のための誰のための労働行政かと唖然とさせられる回答であった。

今回現場の労基署でおこった事例を提示して問題提起し、議論したわけだが、「今後は現場の労基署で問題があれば遠慮なくすみやかに局監督課に申し出させていただきたい」(監督)のことだった。

#### (情報公開関連)

6. 行政情報公開基準に基づく公開窓口はどこか明らかにされたい。また、過去3年間の情報公開の件数、内容を明らかにされたい。
7. 大阪基準局関連の審議会について各審議会について、構成メンバー、議事録を明らかにされたい。また、地方労働基準審議会の災害防止部会についても同様の事項について明らかにされたい。

6. については「窓口は監督課。1996年が最賃審議会議事録1件、97年が監督年報1件。98年は0件。文書目録が監督課にある。閲覧はよいが、コピーは認めていない」(監督)との回答

7. については「大阪地方労働基準審議会、大阪地方最低賃金審議会、大阪地方家内労働

審議会がある。議事録は閲覧できるが、コピーは不可。本審議会は年2回で、基準は年2回、最賃は年に何回も、家内労働は年1回。災害防止部会は基準審議会の名簿にかっこ書きしてある。」(監督)との回答。

各審議会の名簿が資料提供された。問題は、情報公開の実態。「行政情報公開基準」なるものがあるが、これには「コピーは不可」とは書かれていません。情報公開がまだまだ役所の当たり前の機能として定着していないことが確認できたが、「行政情報公開基準」に基づいて公開請求する仕組みが存在していることは今号の前線からの中で紹介したダイオキシン問題での情報公開請求の顛末を読んでいただくとわかる。我々にとっても情報公開法の施行を前に実践的な研究が必要な問題だろう。

#### [労働安全衛生関係]

8. 1998年度まで過去5年間の大坂労基局管内の労働災害発生件数、内容等を労働省災害動向調査に基づき次の項目等を明らかにされたい。
  - ①全産業における死傷者数の推移
  - ②業種別死傷災害発生状況と業種別死亡災害発生状況
  - ③事業場規模別死傷災害発生状況
  - ④主要産業における事故の型別労働災害発生状況
  - ⑤主要産業における起因物別労働災害発生状況
  - ⑥機械設備による労働災害（休業4日以上の死傷者数）の推移
  - ⑦年代別死傷災害（休業4日以上）の推移
  - ⑧第3次産業別における労働災害発生状況の推移
  - ⑨産業別重大災害発生件数の推移
  - ⑩原因別重大災害発生状況

局側からは毎年局で作成している「労働災

害の現況と死亡災害事例」(平成11年版)が提供された。これは、関係者配布用に毎年印刷されているとのこと。ここには、⑦⑨⑩以外がほぼ含まれており、死亡災害の概要の一覧表が含まれている。「調査原票は本省に送り、局に控えはない」(安全)とのことであった。

9. 大阪労基局管内の石綿製造取り扱い職場数及び労働者数、年度別の石綿除去工事届け出件数の推移、監督署別に明らかにされたい。

次の一覧表が提供された(衛生)。情報公開の趣旨からいえば、今後は、具体的な事業所名などを明らかにするよう求めていく必要があるだろう。

10. 大阪労基局管内の労働災害後の災害調査と改善指導について実績と結果、労働安全衛生法違反事例について処分を行った件数の資料(監督年報等)を監督署別に明らかにされたい。

局側からは「年別・端緒別・業種別司法事件一覧表(平成6年～10年)」、「申告処理及び司法事件処理状況(平成8年～10年)」、「監督実施状況(平成8年～10年)」、災害時の「監督実施状況(件数)(平成8年～10年)」が提供された(監督)。「労基署別の資料はない」とのこと。また、内容については資料提供はなかった。

11. 大阪局管区内の公務員関係の死傷病報告件数、内容を職種別に明らかにされたい。

局側からは「平成10年が325件(内訳造幣局4件、その他320件)。平成9年が227件。国有林、印刷、郵政局は届けが出

1. アスペクト等取扱事業場及び取扱労働者数

署別	事業場数	労働者数
大阪中央	2	8
大阪南	4	46
天満	4	84
大阪西	1	1
西野田	7	68
淀川	16	369
東大阪	5	66
岸和田	11	86
堺	7	34
羽曳野	5	61
北大阪	3	80
泉大津	2	17
茨木	12	320
合計	79	1240

2. 石綿等除去工事届出数

署別	1996年	1997年	1998年
大阪中央	2	1	4
大阪南	7	1	3
天満	9	8	8
大阪西	1	2	2
西野田	0	3	5
淀川	8	6	8
東大阪	2	2	8
岸和田	2	2	1
堺	4	5	2
羽曳野	2	1	2
北大阪	2	5	7
泉大津	2	0	0
茨木	7	3	6
合計	48	39	56

ていない。」との回答があった。

これについて、例えば、郵政について労災事故が大阪全体でゼロというのはあり得ないわけで、これに関して死傷病報告が提出されていないのは明らかな問題である。人事院の災害統計などとつきあわせればわかるのではないかと指摘したところ、「そういうものをもういっぺん調べてからにさせていただきます。」(安全)との回答があった。

(中小企業集団安全衛生活動促進事業)

12. 中小企業集団安全衛生活動促進事業について大阪局管内におけるこれまでの実績(件数、業種など)、1999年度の運営状況について明らかにされたい。

「平成9年度13集団268事業場。平成10年11集団232事業場。大阪は今年2集団でタンボポ計画(パンフレットが資料提供)を実施。中災防が主体として推進している。」(衛生)との回答。ただし、業種、集団名など具体的な内容の回答はなかった。

(地域産業保健)

13. 地域産業保健センター、大阪産業保健推進センターの運営状況について明らかにされたい。

「相談窓口で1996年394回165人、97年577回479人、98年600回601人。個別訪問が平成8年265カ所、9年361カ所、10年333カ所。大阪産業保健推進センターは平成10年事業主セミナーが16回、参加者が2743人、相談窓口で513件。」(衛生)との回答。

14. 中小企業の安全衛生対策について、大阪府の事業として行われる各種施策との関連について、連携、調整はどの程度行われているのか。また、今後行う予定はあるのか明らかにされたい。

「大阪府と特段連携していない。」(衛生)との回答。しかし、なにかというと「ここまで手が回らない」という労働行政であるなら、もっと積極的に自治体関係部局との連携をとっていくべきではなかろうか。

(労働者死傷病報告)

15. 事業主が労働者死傷病報告書に虚偽の報告を記載して、安全衛生法違反を免れようとすることがある。これを防止するために被災者本人の死傷病報告書の閲覧を認め、報告書に被災者本人の署名捺印欄をもうけ、内容を確認できるようにされたい。

「(開示については)守秘義務があるので本人でも見せられない。ただし、虚偽の報告をしているという可能性が推測される申告がある場合などは、状況に応じた対応があり得る。開示は今の段階では無理だが、ケースバイケースで対応するということで。」(安全、監督)と原則非開示だが場合によっては開示、閲覧には応じるとの回答であった。

本人確認欄については「書式は決まっていて局では対応できない。」とのことなので、本省への要請事項とした。

#### (ダイオキシン対策)

16. ゴミ焼却施設の労働者のダイオキシン対策について、作業者、元作業者の健康実態調査は行っているのか、あるいは行う予定はあるのか? 健康被害の実例を把握しているのか? 今年1月に大阪府下36のゴミ焼却施設で実施した調査結果を個々の施設名とともに明らかにされたい。

「能勢以外では健康調査はしていない。局では今年中に大阪府下の1施設で調査をおこなう予定で、折衝中。健康被害の例は把握していない。府下36施設の調査結果の数値は出している。この調査は大阪労基局としてのもの。アンケート調査ということなので、個々の調査内容は明らかにできない。」(衛生)との回答。

提供された「府下36施設の調査(ダイオキシン類対策の現状報告)結果の数値」は次

の通り。(この件については、その後、行政情報公開基準による公開を局に求め、現段階ではさらに資料の提供を受けているが、未だに個別回答結果については非公開とされており、安全センターとしては今後この問題を追いかけることにしている(詳細は今号「前線から」参照)。

平成11年1月に調査を実施した結果  
(休止中の豊能郡美化センターを除く36施設)

(1) 作業環境の測定状況

10年度に測定実施	18施設 (50%)
11年度中に測定予定	12施設 (33%)
12年度中に測定予定	1施設 (3%)
測定の期日が未定	1施設 (3%)
測定の予定なし	4施設 (11%)

(2) 呼吸用保護具の準備状況

(イ) 屋内作業

ダイオキシン類対応の保護具の設置	23施設 (64%)
一般用の保護具の設置	12施設 (33%)
保護具なし	1施設 (3%)

(口) 集じん装置及び焼却炉の内部の作業等送気マスク(エアラインマスク、ホースマスク等)の保護具の設置	14施設 (39%)
一般用の保護具の設置(内ダイオキシン類対応の保護具	12施設) 22施設 (61%)

17. 「豊能郡美化センター」のダイオキシン汚染問題について中央労働災害防止協会の報告など今日までの調査結果を明らかにされたい。現在、淀川労基署に対して2名の元従業員がダイオキシンによる健康障害について労災請求をおこなっているが、被災労働者救済の立場から早急に業務上疾病として認定されたい。

労災請求については「淀川署が調査中で、本省協議となる」(労災)との回答。

資料として、「豊能郡美化センター労働者の血中ダイオキシン類濃度等の調査結果について」(労働省発表資料、同センターダイオキシン問題に係る調査研究報告書(概要添付)、「ゴミ焼却施設におけるダイオキシン類

対策の徹底について」(平成11年4月労働省)、及び上記調査研究報告書の全文が提供された。

(労災補償関係)

18. 過去10年間における大阪労基局管内の労災請求・処分件数を、監督署別、性別、業種別、疾病別に明らかにされたい。

「監督署別業種別保険給付件数(平成8, 9年度)」が提供された(労災)。ただし、療養、休業などすべての給付の決定件数合計が示されたもので意味のあまりわからない数字であって、質問に対するあるべき回答からはかけ離れたものだった。

また、労災保険事業年報の大坂版については「閲覧可能です」(労災)との回答であった。

19. 大阪労基局管内の脳・心臓疾患の疾病別請求・処分件数、審査請求・決定件数について明らかにされたい。

過去3年間の件数が脳・心臓疾患をまとめた数字が提供された(労災)。

20. 大阪労基局管区内の精神疾患の請求・処分件数、審査請求・決定件数について明らかにされたい。

大阪労基局管内の脳・心臓疾患の労災請求・処分件数

年度	1996年度(平8)		1997年度(平9)		1998年度(平10)	
請求件数	63件		53件		66件	
支給決定件数	1号	5	1号	2	1号	3
	9号	9	9号	7	9号	13
	計	14	計	9	計	16
不支給決定件数	49		44		50	

大阪労基局管内の脳・心臓疾患の審査請求・決定件数

年 度	1996年度	1997年度	1998年度
審査請求件数	25件	6件	16件
取消(業務上)	5	1	0
棄却	9	17	9
却下	14	0	0
取り下げ	1	1	0

「平成9年請求3件で調査中。審査請求なし。」(労災)との回答。

21. 1997年2月に「頸肩腕症候群」の認定基準が「上肢作業に基づく疾病」の認定基準に改定されたが、大阪労基局管内における過去5年間の性別、職種別、疾病別請求件数と認定件数など労災補償状況を明らかにされたい。また、腰痛(災害性、非災害性)に関しても同様の事項について明らかにされたい。

上肢障害については、認定基準上の作業態様別に1996、97, 98年度の補償実施状況が資料提供された。性別、疾病別には提供されなかった。非災害腰痛については事業の種類、職種別に同じ期間について資料提供されたが、現実感覚からすると非常に少ない数字に改めて驚かざるを得ない。ここまで少ないと労災認定する労働行政の方に怠慢があると考えるのが自然だろう。災害性腰痛は「統計をとっていない」との回答だった(労災)。

(じん肺、アスペスト)

22. 大阪労基局管区内のじん肺管理区分の業種別認定状況、石綿関連疾患の肺がん、中皮種の請求と認定件数、じん肺合併肺がんの請求、認定件数を明らかにされたい。また、管理区分3以下の合併肺がんの発生状況、補償状況について明らかにされたい。

「じん肺管理区分決定状況(平成10年分)」

「じん肺症等の労災補償状況(平成8, 9, 10年度)」「職業がんの労災補償状況(平成8, 9, 10年度)」が資料提供された(衛

上肢障害の労災補償状況 (大阪労働基準局)

○1996年度中に新規に支給決定又は不支給決定をおこなった者の作業態様別入数等

区分		請求件数	支給決定	不支給決定		
作業態様及び作業						
作業態様		作業				
上肢の反復動作の多い作業	手指、手、前腕を早く動かす反復動作の多い作業	コンピュータ、ワードプロセッサ等のOA機器、VDT等の作業	5	5		
	その他の作業	パッキン等の加工作業他	4	4		
	筋力を要する反復動作の多い作業	運搬、積み込み、積降ろし作業	3	3		
	その他の作業	丸鋸による切断作業他	2	2		
	上肢の拳上保持と反復動作の多い作業	製造業における機器等の組立・仕上げ作業	9	7		
		ミシン縫製、アイロンかけ作業	1	1		
		給食等の調理作業	2	2		
		その他の作業 病院内器具の仕訳作業	1	1		
	上肢等の特定の部位に負担のかかる状態で行う作業	保育、看護、介護作業	1	1		
その他の作業態様	不自然な姿勢での清掃	具体的な作業 清掃作業	1	1		
計		39	36	3		

○1997年度中に新規に支給決定又は不支給決定をおこなった者の作業態様別入数等

区分		請求件数	支給決定	不支給決定		
作業態様及び作業						
作業態様		作業				
上肢の反復動作の多い作業	手指、手、前腕を早く動かす反復動作の多い作業	コンピュータ、ワードプロセッサ等のOA機器、VDT等の作業	6	5		
		その他の作業 ピラ配り	1	1		
		引き金工具	1	1		
		エアースプレー塗装	2	2		
		スタンプ押印	1	1		
	筋力を要する反復動作の多い作業	運搬、積み込み、積降ろし作業	6	6		
		その他の作業 手工具等使用し面切	1	1		
		商品の品出し作業	1	1		
		旋盤等の操作作業	1	1		
		製造業における機器等の組立・仕上げ作業	9	9		
	上肢の拳上保持と反復動作の多い作業	ミシン縫製、アイロンかけ作業	2	1		
		給食等の調理作業	6	5		
		その他の作業 ラベル貼り	1	1		
		袋詰め	1	1		
	上肢等の特定の部位に負担のかかる状態で行う作業	保育、看護、介護作業	1	1		
その他の作業態様	バチンコ景品交換	具体的な作業 景品交換	1	1		
計		41	37	4		

○1998年度中に新規に支給決定又は不支給決定をあこなった者の作業態様別人数等

区分		請求件数	支給決定	不支給決定		
作業態様及び作業						
作業態様		作業				
上肢の反復動作の多い作業	手指、手、前腕を早く動かす反復動作の多い作業	コンピュータ、ワードプロセッサ等のOA機器、VDT等の作業	6	5	1	
		合糸作業	1	1		
		電卓作業	1	1		
		コーリングガン	1	1		
		新聞広告折込作業	2	1	1	
		清掃作業	1	1		
		手工具による作業	1	1		
		伝票整理と帳簿記入	1	1		
		研磨作業	1	1		
		運搬、積み込み、積降ろし作業	1	1		
筋力を要する反復動作の多い作業	筋力を要する反復動作の多い作業	洋和菓子の製造	1	1		
		製造業における機器等の組立・仕上げ作業	7	4	3	
		手話通訳作業	1	1		
		給食等の調理作業	8	6	2	
		ラベル貼り	1		1	
上肢の拳上保持と反復動作の多い作業	上肢を上げた状態で行う作業	流れ作業によると送、溶接作業	1	1		
		保育、看護、介護作業	3	2	1	
		JR基地巡回業	1		1	
その他の作業態様	パチンコ景品交換	具体的な作業	2	1	1	
	警備業		1		1	
計			41	30	11	

非災害性腰痛の労災補償状況 (大阪労働基準局)

○1996年度中に新規に支給決定又は不支給決定を行った者の事業の種類・職種別人数等

区分		請求件数	支給決定件数	不支給決定件数
事業の種類・職種				
建設業				
製造業		1	0	1
運輸業		1	0	1
その他	一般保育所			
	重度障害者施設			
	その他の福祉施設			
	その他	3	2	1
その他の内訳の他の内訳の	ウェイター	1	0	1
	航空機機内販売	1	1	0
	精米工場梱包作業	1	1	0
	計	5	2	3

○1997年度中に新規に支給決定又は不支給決定を行った者の事業の種類・職種別人数等

区分		請求件数	支給決定件数	不支給決定件数
事業の種類・職種				
建設業				
製造業		1	0	1
運輸業				
その他	一般保育所			
	重度障害者施設			
	その他の福祉施設			
	その他	3	2	1
	パチンコ景品交換	1	1	0
その他の内訳の他の内訳の	食材運搬	1	0	1
	理容師	1	1	0
	計	4	2	2

○1998年度中に新規に支給決定又は不支給決定を行った者の事業の種類・職種別入数等

区分		請求件数	支給決定件数	不支給決定件数
事業の種類・職種				
	建設業			
	製造業	3	3	
	運輸業			
その他	一般保育所			
	重度障害者施設			
	その他の福祉施設			
	その他	4	2	2
その他	職業内訳	パチンコ景品交換	1	1
		営業職	1	0
		病院給食調理	2	1
	計	9	7	2

#### じん肺症等の労災補償状況（大阪労働基準局）

○1996、97、98年度各年度末現在における労災保険による療養を継続している者の人數等

事業の種類・職種	区分			療養継続者数			管理4			管理2・3 (合併症)			合併症内訳		
	96年	97年	98年	96年	97年	98年	96年	97年	98年	96年	97年	98年	96年	97年	98年
鉱業	4	5	6				4	5	6	①	1	1	①	1	1
										②	1	1	②	1	1
										③	2	3	③	2	3
										④	—	—	④	—	—
										⑤	—	—	⑤	—	—
建設業	60	71	80	6	5	5	54	66	75	①	15	16	①	15	16
										②	1	1	②	1	1
										③	38	48	③	38	48
										④	—	—	④	—	—
										⑤	—	1	⑤	—	1
製造業	71	84	95	15	18	23	56	66	72	①	18	18	①	18	18
										②	—	1	②	—	1
										③	34	42	③	34	42
										④	—	1	④	—	1
										⑤	4	4	⑤	4	4
その他	3	3	2	1			2	3	2	①	—	—	①	—	—
										②	—	—	②	—	—
										③	2	2	③	2	2
										④	—	—	④	—	—
										⑤	—	1	⑤	—	1
計	138	163	183	22	23	28	116	140	155	①	34	35	①	34	35
										②	2	3	②	2	3
										③	76	90	③	76	90
										④	—	6	④	—	6
										⑤	4	—	⑤	4	—
												9			9

生、労災)。

管理区分決定状況によれば、決定件数は409件(外数として随時申請分が132件)で、そのうち有所見369件(113件)、うち要療養とされる管理4は2件(22件)、合併症り患は1件(24件)となっている。

じん肺症等の労災補償状況をみると、都市部であることを反映して製造業と建設業の割合が高くなっている。ただ、大阪に居住しているじん肺患者のなかで地方局の管轄の患者も多くおり、この数字がそのまま大阪府下のじん肺患者の数ではないことに注意したい。

#### 23. 「粉じん作業従事者の離職後の管理について」

「粉じん作業従事者の離職後の管理について」には管理区分1のものには配布されず、管理区分1であっても石綿関連疾患の場合は労災申請できることが明記されていない。粉じん職場の離職者すべてにパンフレットを配布し、かつ石綿関連疾患については管理区分1であっても労災請求できることを明記されたい。

「粉じん作業従事者の離職後の管理について」について本省への伝達事項とした。また管理区分決定時に説明書を1枚でもいれてもらいたいとの問い合わせに対しては「検討はします」(衛生)との回答。

24. 当安全センターでは昨年

職業がんの労災補償状況 (大阪労働基準局)

○1996、97、98年度中に新規に支給決定又は不支給決定を行った者の職種別人数等

区分		請求件数			支給決定			不支給決定		
疾患名		96年	97年	98年	96年	97年	98年	96年	97年	98年
7号	1 ベンゼインにさらされる業務による尿路系腫瘍			3			3			
	5 ピス(クロ)メチルにさらされる業務による肺がん	1			1					
	7 石綿にさらされる業務による肺がん又は中皮腫	2	2	2	2	2	2			
	18 その他のがん		2	1		2	1			
	内訳	血清肝炎による肝がん	1			1				
		塩化ビニルばく露による肝細胞がん	1			1				
		業務上負傷による輸血→肝がん		1			1			
9号	じん肺症患者に発生した肺がん		1	3			2		1	1
計		3	5	9	3	4	8		1	1

10月「アスペスト、じん肺ホットライン」を開設し、被災労働者からの相談を受けた。相談事例の中で、約30年間建設、解体現場でハツリ作業に従事してきた労働者が、1995年に結核にかかり入院したがじん肺の労災補償について知らず、相談時点すでに時効となっていたり、補償を受けられなかつた例があった。また、事業主の実施する健康診断などでじん肺が指摘されながら、事業主、医療機関からじん肺管理区分申請、労災請求に関する指導が行われていない実情がみられる。そのためじん肺管理区分申請、労災保険請求をせずにいる被災者が存在している。こうした状況に対して、事業主、労災指定病院等に対して、じん肺関連法令を周知徹底し、患者、労働者への情報提供を促進し、被災労働者の権利が侵されることのないよう対策を講じられたい。

これについては要請事項1、2での回答で述べた程度に止まった。

(労災被災者の権利保護)

25. 労災保険上のプロセスや各種給付の請求について知らないために、休業補償給付を受けられなかつたり、障害補償給付が未受領であつたり、時効で請求権が消滅している等のケー

スがみられる。こうしたことを防止するためにも、初回の請求時等にすべての被災者に基本的な労災保険給付請求、給付の内容、プロセス、権利に関してするわかりやすい冊子を配布することを検討されたい。

(職場復帰)

26. 労災被災後の職場・社会復帰対策について、相談を受け指導など行った実績や長期療養者職業復帰援護金など現行の支援制度の利用状況について明らかにされたい。

(通院費)

27. 通院費の支給基準について現行ではごく限られており、疾病状況に合わせた専門医のいる病院が住居より離れている場合など、通院が困難になる場合がある。また、主治医の選択の自由も被災労働者の権利であるとの観点からも支給基準を拡大されたい。

(アフターケア関連)

28. アフターケアの決定までに時間がかかり、その間のアフターケアでカバーできる医療費が支給されないことがある。迅速な決定と、遅延対策として症状固定から決定までの治療も

さかのぼってカバーできるように取扱いを改められたい。

(時効)

29. 5年前に労災に被災した労働者が、会社が労災保険をかけていなかったので労災保険は使えないと思い、また治療した病院の医師も未加入では適用できないと「誤解」していて健康保険で治療を受けていた。左足の負傷からその後骨髄炎、大腿切断と治療が続いていたが、昨年安全センターに相談に来るまで労災保険が適用できると知らなかつた。すぐに労災の休業補償を請求したが、すでに時効にかかるていた分がありその分の補償は受けることができなかつた。このように事業主の労災保険への未加入が原因で労災保険請求が遅延した場合は、時効の適用を行わないように取扱いを改められたい。

(未加入時の迅速処理、支払い遅延対策)

30. 被災労働者から労災補償の請求があつたが事業所が労災保険に未加入であった場合、保険加入に時間がかかって被災者の救済が遅れることがないよう、暫定的に保険番号を付するなどで速やかに補償するように徹底されたい。

31. 健康保険で治療を受け、後に遡及して労災保険による給付に切り替える際、労災指定医療機関であつても療養の費用の支給の請求(様式7号)を医療機関側が求める場合がある。このようなとき、被災者には経済的な負担が大きい。療養の給付(様式5号)に統一されるよう事務取り扱い上徹底されたい。

32. 労災認定に時間がかかった場合などの保険給付について、延滞利息支払い、仮払いなどを含め被災労働者の利益を守る立場からの対策を強化されたい。

25は要請事項4に関連して述べた通りであったが、ぜひ、実現してもらいたい事項である。

26に関しては、「個々の相談はあったが正式にはなして0件」との回答だった。労基局に1名配置されている職場復帰指導官をもつと活用するよう改めて要望した。

27, 28, 29, 32については本省への要請事項とした。

30については「比較的徹底している」(労災)との回答。31については「病院にはできるだけ5号でとお願ひしているが、徹底はどうも。」との回答だった。

(外国人関係)

33. 過去10年間に大阪労基局管区内での労災に被災した外国人の死傷病者数、死亡災害件数を職種別、傷病別に明らかにされたい。

1996、97、98年の3年間について「外国人労働者に係る労働災害発生状況」「外国人労働者に係る申告処理状況」「外国人労働者相談コーナーでの相談件数」が資料提供された。死亡災害件数、傷病別の数字は明らかにされなかつた。

34. 特に外国人が被災したケースで労災隠しがあこなわれることが多い印象があるが、外国人労働者からの労災隠しの相談件数を把握しているか?

「特に外国人の労災隠しが多いとは認識していない。件数は特に把握していない。」(監督)との回答だったが、調査をしていないのに「多いと思わない」とは認識が甘い。

35. 大阪労基局管内の外国人技能実習生について人数を把握しているか?また、外国人技能実習生の労災請求、認定件数を明らかにされたい。技能実習生の労災保険適用について、事業主のみではなく、技能実習生自身への情報提



#### 外国人労働者に係る労働災害発生状況

年別	業種		国籍	
平成8年	製造業	26件	韓国	人
	建設業	4件	中国	9人
	商業	0件	イラン	人
	その他	3件	ペルー	3人
			フィリピン	2人
			ブラジル	13人
	合計	33件	ベトナム	人
			タイ	人
			その他	6人
平成9年	製造業	32件	韓国	2人
	建設業	6件	中国	8人
	商業	1件	イラン	1人
	その他	1件	ペルー	8人
			フィリピン	1人
			ブラジル	14人
	合計	40件	ベトナム	2人
			タイ	人
			その他	6人
平成10年	製造業	41件	韓国	3人
	建設業	2件	中国	13人
	商業	件	イラン	人
	その他	5件	ペルー	8人
			フィリピン	2人
			ブラジル	14人
	合計	48件	ベトナム	3人
			タイ	人
			その他	5人

供が重要だと考えるが実際にどのように周知徹底しておられるのか？

「今年実習生、研修生あわせて280社約1000人。JITCO(国際研修協力機構)から情報提供がある。」との回答。

36. 外国人研修生の実習中の事故について、研修の実態が労働者と同じであった場合労基法上の労働者と判断され労災保険が適用されることになるが、そのようなケースが存在すること、及びその判定基準の周知徹底を図られたい。

「労災保険適用については、その都度実態を調べてやる。」(監督)との回答。

37. 外国人労働者から労働災害やその他の労働問題の相談があったとき、外国人が日本語に精通しない場合どのような配慮をしているか？

「基準局で火、木の午前10時から午後4時まで英語のみで対応している。実績は、週に1、2回くらい。」(監督)との回答。

1996、97、98年の3年間について「外国人労働者に係る申告処理状況」「外国人労働者相談コーナーでの相談件数」が資料提供された。

これによると申告処理件数は、96年44件、97年51件、98年59件でほとんどが賃金未払い、解雇事案。外国人労働者相談コーナーの相談件数は同じく80件、

66件、84件。しかし、局という「奥座敷」にあるしかも英語だけの相談コーナーでは不十分であることは明らかだろう。

38. われわれ支援者が外国人の相談者に同伴する場合、こちらで通訳者を用意することが常態化している。98年度に全国労働安全衛生センター連絡会議があこなった労働省交渉では、予算枠をとれば、監督側で有料で通訳者を手配するのは可能であるとの回答を得ているが、未だ実現はしていない。早急に予算枠をもうけて通訳の協力者には、交通費などの実費、及び謝礼が支払われるようされたい。



## 「通訳は自助努力で」？！

日本語のままならない外国人労働者の権利保護には通訳体制を充実することが重要であることは論をまたない。労働行政が自分で解決する手段を持たないなら積極的に民間団体の協力を求めることが労働行政の目的にもかなう。

その意味で通訳協力者への謝礼ないし報酬の問題は重要である。しかし局側は「通訳の費用の件については、現在の我々に認められている予算制度では、基本的に無理。」(庶務)と回答してきた。ただし、「局の方はどうしても必要であれば、予算措置を取るけれども、皆さんの方で連れてこられる通訳については、支払うことはいまの予算措置上できない」(監督)といった趣旨、すべての場合に払えないのではないという意味の発言もあったことは確認しておきたい。

しかし、「基本的に請求行為は自助努力の範囲になる」(庶務)からそれに伴う通訳料は払えないという発言もあり、これは全く認識を誤っているといえる。被災労働者は労災補償を請求する権利、受ける権利があり、労働行政は請求を受け付けて調査をする義務、支払う義務がある。言語の問題は権利行使の上の基本的問題であり、これを取り除く最大限の努力をする義務が労働行政にはある。たとえば、労災請求を受けての調査において被災者との意思疎通、事情聴取は労働行政にとって不可欠であるから、通訳が配置されないかぎりその費用を行政において負担するのは当然なのである。労基法関連

の場面においても同様だ。

無策であることの言い訳に事欠いて「自助努力」とはまさに「暴言」といえよう。

39. すべての外国人労働者に国籍の差別なく労働関係法令が適用されることが未だに周知されていない。事業主や、時には手続きを請け負った社会保険労務士が外国人や資格外就労者には労災保険が適用できないと考えていた事例がある。治療を受けた医療機関でも同じようなことがある。事業主と社会保険労務士、医療機関に対して、外国人労働者の権利について周知徹底されたい。
40. 事業主が補償給付の振り込み口座の通帳と印鑑を預かっていたり、支給決定通知を本人に渡していないケースが多くみられ、補償を受け取るときの弊害となっている。そのようなことがないように、事業主に指導されたい。また、そういうケースがわかったときは厳しく対処されたい。
41. 上記のようなトラブル防止のためにも、権利や労災制度の説明を母国語で説明したパンフレットなどを作成し外国人被災者本人に配布したり、被災者本人に通訳者を交えてきちんと説明できる体制を整備されたい。また、労災補償にかかる母国語の各請求書式を用意すると共に、帰国後の継続した労災(補償)給付請求や労災年金等にかかる定期報告書の提出などの必要に対応するために、被災者本人ならばに医師向けの請求書、報告書等の書き方の母国語説明書を用意し配布するようにされたい。
42. 警察の留置場に拘留されている入り管の収容施設に収容されている外国人が労災保険の請求を行うケースがあるが、請求人本人が監督署に出向くことができない場合、そのことによって請求権が侵害されないように、監督署の担当者が積極的に面会に行き、手続きが速やかに行われるよう対処願いたい。また、医師による症状固定の診断を受けていない場合な

ど、医師に見せるための一時放免は現実的に無理なので、医師を収容施設に派遣するなど請求書作成の段階から協力をお願ひしたい。

39については「機会があれば社労士会にいう」(監督)、40については「分かった時に対応する。」(労災)との回答であった。労働法規は国籍の差別なく適用されるということと合わせこれらの事項をきちんと指導してもらいたいものである。次回の交渉では「機会」があったかどうかを聞かないといけないか。

41については、定期報告書の外国語版ではなく、外国語のパンフレットも現場の労基署に在庫がなくなっている状況があり、「本省に言う」(労災)のことであった。

42については「請求前の対応は難しい」(労災)との回答。

43. 外国人の資格外就労などにかかる対応については労働省は平成3年3月25日付けの基監発第15号「外国人労働者問題に関する陳情について」でも「身元を確認するのにパスポートの提出を強要するようなことはない」との姿勢が確認されているが、外国人労働者からの相談について本省へ提出する報告書作成のためなどとして、相談に来た外国人労働者にパスポートの提示やコピーの提出を窓口で求めるような対応がいまなお見られ、外国人労働者が相談、申告する際の弊害となっている。パスポートのコピーは取らないよう徹底されたい。

44. また、窓口で相談を受けた職員が、漫然と資格外就労者に関する通報義務を口にすることがあり、いたずらに外国人労働者の恐怖心をあおり請求や申告を妨げる原因の一つとなっている。そのようなことのないよう徹底されたい。

今回の交渉でも、局側としては基本的にパスポートのコピーは求める必要はない、求めないとの対応をすることが確認できたが、「ただ、一つだけ了解してほしいが、すべてパスポートを求めるといふのではなく、どうしても求めないとだめなことがある。例えば賃金の立て替え払い、確認通知書を渡すときに本人かどうか確認する場合、そういう時だけは了解しておいてほしい。絶対本人でないと、例えば日本人であると、運転免許証や健康保険証を出してくれとか、どうしても身分を明らかにしないといけないことが役所の中であれば、それについては認めてほしいということです。それ以外については、コピーなんかするなど、監督官から言われたら指導しておきます。これはお約束します。ただし、どうしても身分を確認しておかなかかん場面が出てきたときには、見せてくださいよとか、コピーさせてくださいよとか、相手の了解を求めた上で、提示とかコピーする場合があります。いやなときはいやだとはっきり言っていただければ、見るだけでいい場合があります。そのへんはご了解いただきたい。」(監督)との回答であった。

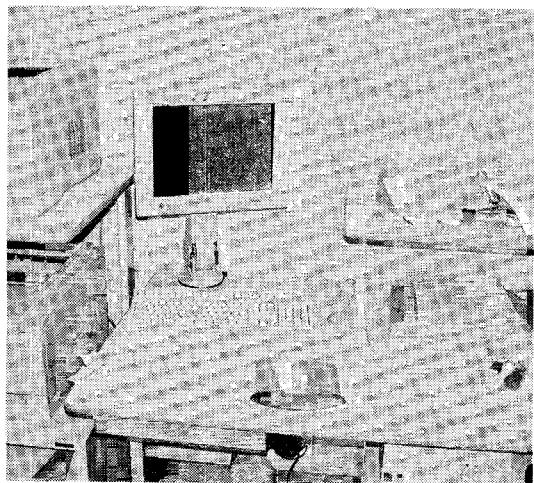
# 職場改善事例しようかいその7

## 自治労大阪府本部豊中水道労組

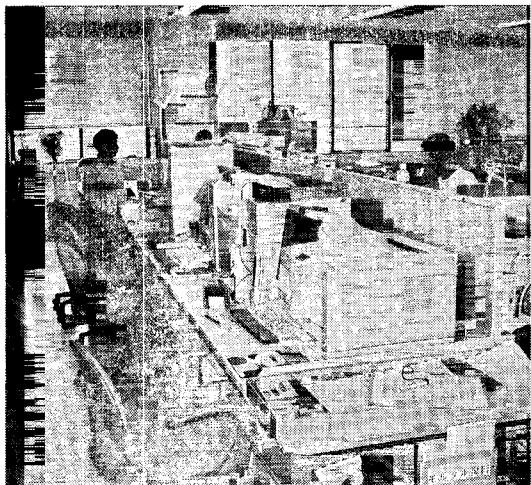
今回は豊中市水道局におじゃましました。案内していただいたのは、自治労府本部豊中市水道労組書記長の酒井氏と安全衛生委員会事務局の迫田氏。職員247人中207人が勤務する水道局本庁の建物は築20年とはいえ、各部屋の窓が大きく取ってあつたり階段の天井にも明かり取り窓がもうけられている。それに加えて安全で快適な職場をめざして、あちらこちらに工夫して改善されていました。また、現在立て替え中の柴原配水池の工事に当たっては、事前評価制度を初めて導入。慣れない図面を見て出来上がりを想像しながら評価するのは大変な作業であり、試行錯誤の連続であったとのこと。「将来的には安全衛生委員会の了承を得なくてはいけない制度にできれば。」と迫田氏は熱心に取り組む姿勢を伺わせた。

### ○VDT対策

設計室や料金課の端末でコンピューターが利用され、VDT対策は欠かせない。設計室では、モニターに液晶の小スペース型のものを使用(写真1)。机を広くあけることができて大きな図面を置いての作業が行いやすいようになっている。モニターは首の方向も変えることができて使い勝手がよい。コンピューター本体も机の下に納められている。椅子は肘掛け付き、将来

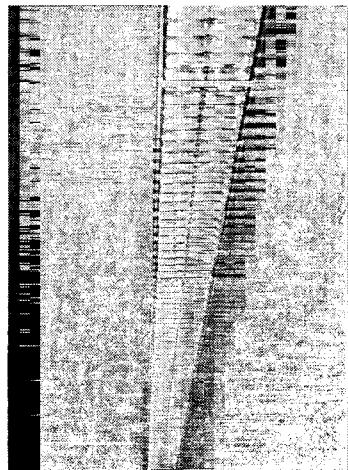


(写真1)広い作業スペース



(写真2)

一番コンピューターの端末が多い料金課の  
照明は直接に光線が当たるのを避けた格子付  
き(写真3)。

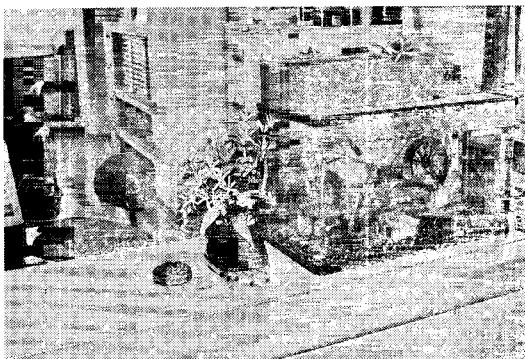


(写真3)

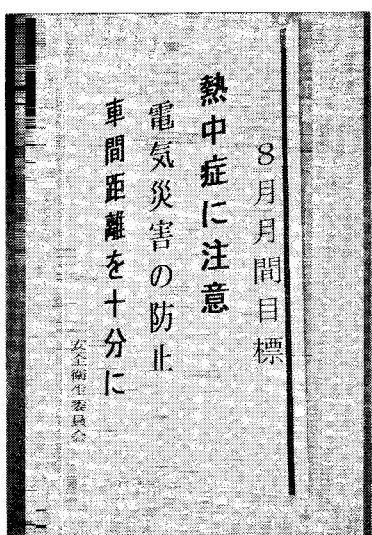
## ○環境改善

カウンターに金魚の水草と花が置かれてい  
る(写真4)。他に鈴虫も飼っている。

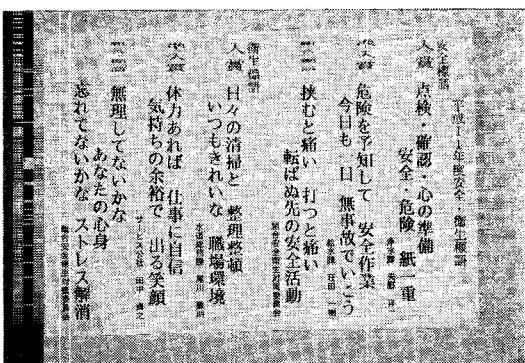
安全衛生委員会は毎年月間目標を立て、

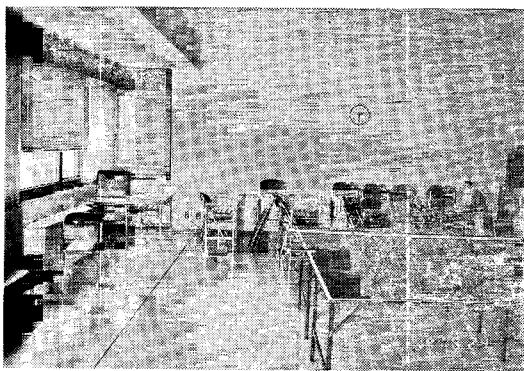


(写真4) 気持ちの和むカウンター

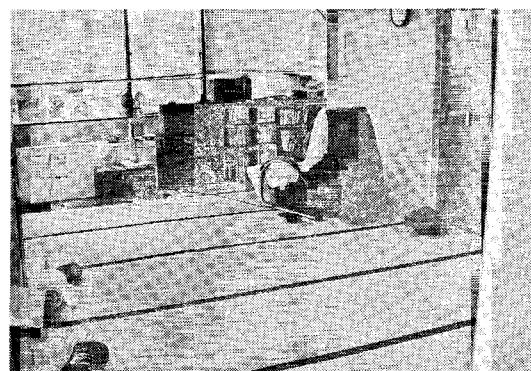


上(写真5)右(写真6)





(写真7) 厚生室



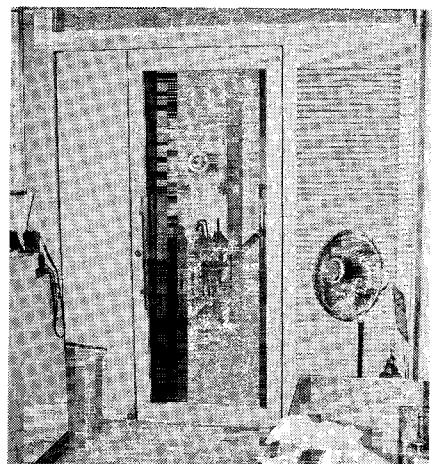
(写真8) 休憩室

毎月1日の朝礼で発表して1ヶ月間各部屋に張りだしている(写真5)。また、毎年6月に安全・衛生標語の募集、投票を行い、入賞作を発表する(写真6)。

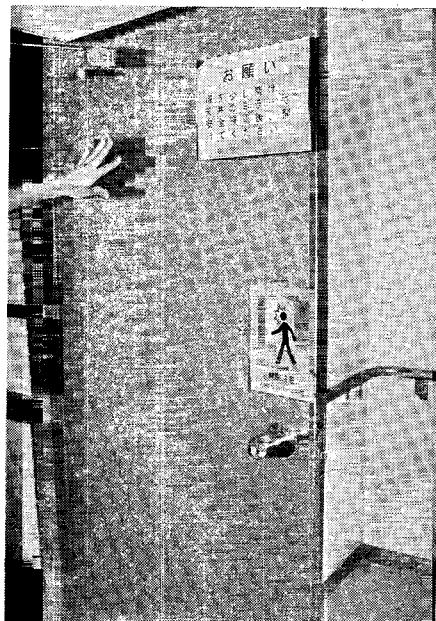
かなり広い厚生室があり卓球台や図書が置かれている(写真7)。また、水道工事の作業員には畳敷きの休憩室が設けられている(写真8)。

禁煙対策についてはまだ時間分煙にとどまっているとのこと。午前10時から12時、午後2時から4時が禁煙タイムで、禁煙タイム中は唯一厚生室でのみ喫煙可。

扉は向こう側の見えないものだったのでガラス扉

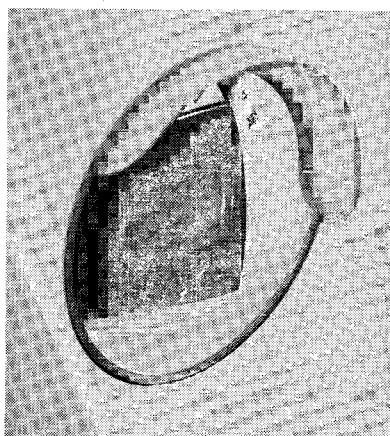


(写真9) ガラス扉に改善された扉

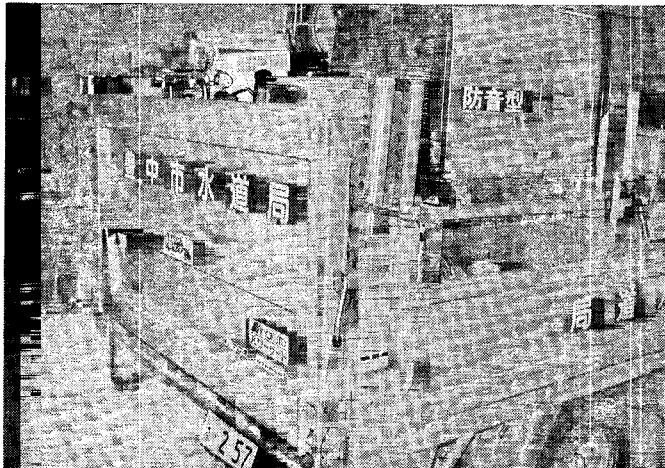


左(写真10) 資材庫への通用扉

下(写真11) 扉上に設置されたミラー



やガラス窓付きに改善し、開閉時の衝突を防ぐ(写真9)。窓がつけられない非常階段



(写真12)

への扉などには「開閉注意」の表示をつけ、資材倉庫への扉にはミラーも設置した(写真10、11)。

### ○ トラックの改善

トラックでは重量物対策で一部リフト付き車を導入(写真12)。作業上、低床トラックを使用するが希望の重量での低床トラックは現在ほとんど製造されていないのが悩み。

また、交通事故対策で、隔年で自動車教習所を借りて安全講習を行っている。

新たな機械を購入したり、施設を改修、新設する際に、購入前や、設計段階で作業者の安全衛生の観点からの点検を制度化する事前評価制度。いち早く制度を導入されたことは、すばらしい。引き続き配水池の工事での試みがどのような結果を生んだか取材させていただきたいと思います。(文責:田島)

差別なく共に生きるための異文化交流

’99マイ・マイ・フェスティバル  
11/7 (sun) 世界の音楽・ダンス・料理・民芸品

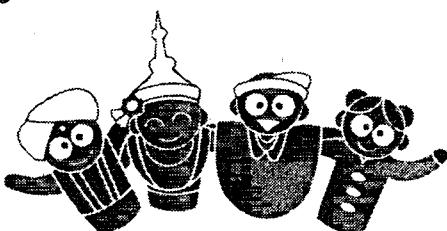
11:00-16:00



大阪府同和地区総合福祉センター

呼びかけ: RINK

主催: マイ・マイ・フェスティバル実行委員会(Tel:06-6910-7103)



# 前線から

## 個別データはやはり非公開 大阪労基局ダイオキシンアンケート調査

大 阪

さきほどあこなった大阪労基局に対する申し入れに、今年1月大阪労基局が大阪府下36のゴミ焼却施設に対して実施したダイオキシンに関する安全衛生実態アンケート調査結果を個々の施設名とともに明らかしてもらいたい、という項目があった。

この調査は、労働省が昨年7月に出したダイオキシン対策指針に沿った対策がとられているかをチェックするもので、申入書に対する局の回答では、「個々の施設の回答は公開できない」とされ、調査項目である（1）作業環境の測定状況、（2）呼吸用保護具の準備状況についての労基局のまとめが文書で簡単に明らかにされたに止まった。

このため、正式に行政情報公開基準に基づく公開請

求を行うことにし、8月24日に窓口である大阪労働基準局監督課で請求を行った。用意されていた用紙に所定の事項を記入し提出したが、この際、担当の安全衛生課から担当者（鈴木主任）が来て、請求の趣旨と内容について話し合った。

請求内容は、アンケート調査の依頼文書、調査票、調査対象施設名、回収した調査票原稿、個別の調査結果、4月に行なった調査結果に基づく集団指導の内容資料、その後の指導とできるだけ具体的なものにした。

9月上旬に「回答するので局にきてくれ」との電話連絡があり、9月16日午前10時に局労働衛生課を訪れた。回答には、鈴木主任、伊地知課

長があたった。結局、請求した当該文書は「あおむね」開示されたが、一番問題の個別の回答内容は非開示とされた。非公開の理由は、労働省内部の通達を示して説明された。

その「理由」の一つは、基発188号（平成4年3月31日）「行政情報公開基準について」の中で「非公開とすることができる」とされている文書の中で「事務事業に係る意思形成の過程において作成し又は取得した情報であって、公開することにより当該事務事業に係る適正な意思決定に著しい支障を及ぼすあるもの」【（1）一般的事項の3の（5）】に該当するというもの。

もう一つは、省内の部内限通達である基発189号（平成4年3月31日）「行政情報公開基準の取扱いについて」の2の（2）のハ「共通非公開事由」の（ホ）「意思形成過程情報」の中の「未成熟な情報のために誤解を与える素案、精度の点検が不十分な資料・データ」「公開することによって、検討材料が

今後得られなくなる任意提供のデータ」に該当するというもの。

非公開理由については部内限通達を含めて原文を示して説明してくれたものの、判断基準たるその通達の開示には局は応じなかっ

た。（原文は、「どこかの」Webからダウンロードしたものを印刷したものようだった。）

労働者のいのちと健康にかかわる情報であり、また、示された非開示理由も納得できるものではない。

情報公開法の施行まで1年あまりとなっているが、さまざまな意味で労働行政の情報公開への対応は全く不十分な状況が続いているといえるだろう。

## 連合近畿ブロックが安全集会

### 近畿ブロックでの健康安全センター設立へ

#### 近 畿

連合近畿ブロックは9月13、14日、和歌山県海南市で、第3回セーフティネットワーク集会を開催、近畿各府県の連合から労働安全衛生対策担当者、労災防止指導員など50名が参加した。13日には、チェックリストを活用して住友金属和歌山製鉄所を巡回し、二日目のグループ討論のテーマとした。二日目には「労働安全衛生マネジメントシステムの動向」と題して、労働科学研究所の原邦夫氏が講演した。

連合は、7月に青森市で開いた中央委員会と全国セイフティネットワーク集会で、「中小職場の労働安全

衛生向上に向けた5カ年計画」を策定、今回の集会は、その初年度の最初の取り組みとなる。各府県連合で労働安全衛生対策会議を設置し、労災防止指導員の連携などの取り組みが進められてきて、今後の課題としては、恒常的な労働組合における労働安全衛生対策の情報交流や統一的な取り組みが必要になっているといえよう。

集会の最後のまとめの事務局報告として、教育、研修、経験交流が系統的に行える体制、指導員制度、地域産業保健センターへの積極的な関わりを出来る指導体制、専門分野での研究会

や経験交流の3つの必要性が指摘され、近畿ブロックレベルの健康安全センター設立検討の方向性が示された。

3年目となった地域連合の労働安全衛生活動は、これから本格的な活動が期待される段階にあるといってよい。とりわけ5カ年計画に示された中小企業労働者対策の地域における活動が期待されるところだ。



# 2年4ヶ月前の重大労災発覚

## 労災隠しに厳しい対応を！！

西淀川

ボリビア人女性のAさんは、1997年5月に労働災害で左腕を肘まで機械に巻き込まれて左上肢挫滅の重傷を負った。事故当初、会社側が担当者らしき人物を連れてきて労災保険でやるからと説明したので労災保険の適用を受けているものと信じて療養を続けたが、治療費は請求されないものの療養が長引くにつれ休業補償の額が減り、月に5万円、3万円といった額しか支給されなくなっていた。また、同じ工場で働く夫についても、Aさんの療養が終わり次第退職するよう強要され、治療が終わるのを待たずして退職することになってしまった。困った2人は外国人支援者に相談し、安全センターが協力することになった。結局、労災保険の療養補償のみ手続きを行なながら、休業補償給付は請求していないことがわかった。休業補償の請求をしないことによって重

大な労働災害の報告義務を免れようとした典型的な労災隠しの手口である。相談があつてすぐに休業補償の請求を行なったが、すでに4ヶ月分が時効にかかっていた。そういうたつ被災者の権利を侵害するような行為をしていたにも関わらず、発覚しても反省することなく、休業補償の請求をすると事業主は休業補償を前払いしているので受認者払いにしろと、Aさんの家に委任状などの書式を持ってきて判を押すように強要し、拒否しても連日電話で催促する始末である。

先日も大阪労働基準局との交渉の際、こういった労災隠しについて対策を講じるように要請したが、局の回答は「わかりようがないので発覚すれば厳しく対処する」という消極的なものであった。しかし、このケースでは事業主の受認者払いの申し出に対して、管轄の西野田監督署は当然の

ごとく用紙を渡して、事業主と被災者の間で話をまとめるように言い、事業主の不当な行為を指導するでもなく、実際の窓口では「厳しく対処する」というのも守られていないと実感した。また、労災保険の支給ではないと知らずに時効にかかってしまった分についても、事情に関わりなく時効を適用するのはどうかと思われる。

Aさんの腕は2年間頻繁にリハビリに通った結果、かなり回復し症状固定も近いと思われるが、やはり関節の運動稼動域に制限は残る。障害の残る腕では仕事を得るのも非常に難しく、事業主に対して事故の責任の自覚と誠実な対応を求めていきたい。



# 8月の新聞記事から

8/2 先月12日に起った敦賀原発冷却水漏れ事故の配管部分の亀裂について通産省資源エネルギー庁は、日本原電からの報告をもとに調査状況を報告。切断面には、金属疲労で生じる「ビーチマーク」が確認され、電子顕微鏡では「高サイクル疲労」のしま模様が確認された。

インド東部・西ベンガル州のガイサル駅で列車同士が衝突し、約400人の死者と750人を超える負傷者がでた模様。

8/3 大阪府東大阪市の家電部品製造工場の従業員3人が7月下旬に、事務所で麦茶を飲んだ後激しい吐き気などを訴え、調べた結果麦茶からクロムに似た化学物質が検出されていたことが分かった。

8/8 米ケンタッキー州の国有のウラン濃縮工場で、多くの従業員がプルトニウムを含む粉じんにさらされていたことを政府と操業を請け負う企業が隠蔽してきたと米紙ワシントン・ポストが報じた。汚染は今も続いているとして、今年6月従業員3人が企業を相手に提訴した。

8/9 日の丸を国旗、君が代を国歌とする国旗・国歌法が参議院本会議で賛成多数で成立した。

8/11 第2次世界大戦中にフィリピンで旧日本軍の捕虜となつた元米軍兵士が、福岡県の三池炭坑で過酷な奴隸労働を強制されたとして、三井鉱山、三井物産と、両社の米子会社を相手取り、当時の労働対価や拷問などの被害回復、懲罰的賠償を求めてロサンゼルスの州地裁に損害賠償請求訴訟を起こした。

87年11月に勤務時間中にくも膜下出血で倒れ死亡した製本会社社員の金井義治さんの妻が、夫の死は仕事が急に増えたことが原因として、東京中央労働基準監督署の不支給処分の取消を求めた裁判の判決が東京地裁であり、裁判長は業務との因果関係を認め、処分取消を命じた。

8/12 通信傍受法案などを含む組織犯罪対策3法案が参議院本会議で採決され賛成多数で可決。

8/14 神奈川県山北町の玄倉川が大雨で増水し中州にキャンプ中だった18人が取り

残された。午前11時35分頃に18人は川に流され、5人が救出されたが13人が行方不明となった。

8/17 午前3時2分にトルコ西部で大地震が発生、M7.8と推定され、死者は1万人以上に。

8/20 午後10時ごろ兵庫県尼崎市約5キロの大坂湾で大阪府堺市の関西港湾サービス所有の起重機台船「宏栄号」から小型船を海上に降ろす作業中、小型船がバランスを崩し転覆した。小型船に乗っていた深田サルベージ大阪支店の作業員3人が海に投げ出され、1人が水死した。

8/22 午前9時半ごろ、大阪市西成区のパン製造工場「玉出木村屋」の従業員から作業中に気分が悪くなつた人が出ているとの119番通報があり、従業員6人が一酸化炭素中毒で病院に運ばれた。いも蒸し器が何らかの原因で不完全燃焼を起したため、付近にいた人が一酸化炭素を吸つたらしい。

8/25 自殺したプロ野球オリックス球団の元編成部長三輪田勝利さんの遺族の労災申請に対し、神戸東労働基準監督署は「自殺は業務による過労とストレスが有力な原因」として労災認定した。

8/26 午後2時10分ごろ、北海道日高管内日高町の国道274号で「エルム観光」の観光バスに対向車線へはみ出した大型トラックが衝突、添乗員の安部浩一さんが頭を強く打って死亡、乗客3人が重体、12人が重傷、19人が軽傷を負った。

8/31 午前3時45分ごろ、大阪市淀川区の「川崎電気商会」の倉庫付近から出火し、1時間15分にわたって隣接する店舗兼住宅など6棟を焼いた。淀川消防署十三橋出張所員の末松健一消防副士長が、落下した2階床の下敷きになり煙を吸うなどして死亡し、住民1人も右足に軽いやけどを負った。

北陸電力が9月2日より着工する国内最大級の志賀原発2号機について石川県志賀町の地元住民や市民団体のメンバーら135人が建設差し止めを求める訴訟を金沢地裁に起こした。

## 腰痛予防に腰部保護ベルト－**楽腰帯**をどうぞ

### らくようたい インナー&アウタータイプ

### **Relief**(リリーフ) インナータイプ

楽腰帯は腹圧効果で腰への負担を30%軽減。

特徴は、①すぐれた腹圧効果 ②骨盤補強効果  
③運動性と快適性



種類	型	色	サイズ	S	M	L	LL	LLL
らくようたい	男 DR-1G	黒/白	ウェスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女 DR-1L	黒/白	ウェスト	56-64	64-72	72-80	80-88	—
リリーフ	男 リリーフ G	グレー・ブルー -(サトソ)	ウェスト	72-80	80-88	88-96	96-104	104-112
	女 リリーフ L	ベージュ	ウェスト	56-64	64-72	72-80	80-88	—

(頒価) 5,700円(送料別) ■種類、型、色、サイズを指定してご注文下さい。ミドリ安全(株)製  
宇土博医師考案  
■パンフレットあります。 関西労働者安全センター TEL.06-6943-1527 FAX.06-6943-1528

### 「関西労災職業病」定期購読のお願い

「関西労災職業病」は毎月1回の発行で頒価は下記の通りです。定期購読のお申込み・ご入金は郵便振替をご利用ください。労金口座をご利用の場合は、住所・氏名を別途電話、はがき等でお知らせください。

- 郵便振替口座 00960-7-315742 関西労働者安全センター
- 近畿労働金庫梅田支店 普通 1340284 関西労働者安全センター

1部	200円
年間定期購読料(送料込み)	1部 3,000円
〃	2部 4,800円
〃	3部以上は、1部につき2,400円増
会員購読料	安全センター会員(会費月1口1,000円以上)には 1部無料配布。2部以上は1部150円増

### *Culture & Communication*

—封筒・伝票からパッケージ・美術印刷—



株式  
会社

# 国際印刷出版研究所

〒551-0002 大阪市大正区三軒家東3丁目11番34号

TEL.06(6551)6854 FAX.06(6551)1259